

令和6年度採石業務管理者試験実施要領

1 試験の日時

令和6年10月11日（金） 午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号 電話 099-251-3232）

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行います。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採掘，発破，破砕選別，汚濁水の処理，脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理，廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

8,100円

6 受験手続

- (1) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込方法

鹿児島県電子申請共同支援システム (<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

入力方法等手続の詳細については、鹿児島県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/>) に掲載の電子申請システム申請マニュアルを参照すること。

イ 試験手数料の支払方法

(ア) 試験手数料（8,100円）はクレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る）による支払又はP a y - e a s y（ペイジー）対応のインターネットバンキングやATM等からの払込みにより納付すること。

なお、一旦払い込まれた試験手数料は返還しない。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカン・エクスプレス, D i n e r s

- (2) 郵送または持参による受験申込み

ア 提出書類等

(ア) 受験願書

(イ) 写真（縦6センチメートル，横4センチメートルのものであって，出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像で，その裏面に，撮影年月日，氏名及び年齢を記載した

もの)

(ウ) 試験手数料(8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。)

イ 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577)

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

7 受付期間

(1) インターネットによる受験申込み

令和6年8月30日(金)午前9時から同年9月30日(月)午後5時まで。

(2) 郵送または持参による受験申込み

令和6年8月30日(金)から同年9月30日(月)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和6年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課(奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号894-8501)において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 出題形式及び合格基準

出題数は法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題)で、法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で100点満点とし、合格点はそれぞれ70点以上とする。

11 得点の開示

この試験の結果については、以下により口頭で開示を申し出ることができる。

- (1) 期 間 令和6年度採石業務管理者試験合格発表日から起算して1月間(ただし、県の休日を除く。)、時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場 所 鹿児島県商工労働水産部商工政策課
- (3) 用意するもの 受験票(紛失した場合は、運転免許証、旅券、学生証又は顔写真が貼付された国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書)
- (4) 開示する内容 科目別得点
- (5) 参 考 請求できるのは、本人に限る。
電話、郵送による開示申出は出来ない。

12 その他

不測の事態の場合は、試験日時・会場が変更となる可能性があり、その際は、県ホームページ等でお知らせすることとする。

13 問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話 099-286-2933）

鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話 0997-57-7215）